

公益社団法人 CISV 日本協会
保険担当理事 宮里 かをり

CISV 国際プログラムの保険について

CISV の国際プログラムは参加者全員が全世界で包括的に契約している保険に自動加入するシステムで運営され、そのため保険料は国際へ支払う参加費に含まれています。

(注記)

1. CISV 旅行保険の死亡保障額が 10,000 英ポンドと少額であることや、英語での手続きに不安がある場合は、各自日本で保険の加入の上ご参加ください。
2. 日本の法律で日本の居住者は国内にオフィスのある保険会社の保険からでないサービスが適用されないとされているため、国際プログラムの国内派遣者については、各支部にて国内旅行傷害保険への加入をお願いいたします。
3. 以下は CISV 国際プログラムの保険について和訳し概略を記したものです。正確な定義・条件については必ず以下の元資料をご参照の上、運用ください。

参照元 : N-03 CISV Travel Insurance Information Feb 2026-Jan 2027.pdf

<https://cisvio.sharepoint.com/:u:/r/sites/CISVCentral/Risk%20Management%20and%20Safeguarding%20resources/Travel%20Insurance/N-03%20CISV%20Travel%20Insurance%20Information%20Feb%202026-Jan%202027.pdf?url?csf=1&web=1&e=G2HtBb>

国際旅行保険に関する説明書

プログラム年度の CISV 国際プログラム参加者は自動的に CISV 保険でカバーされる。
Regional Meetings /Training Forums, IJBC 及び Global Conference の参加者についても同様です。
ただし

- ✓ ローカルスタッフは対象外。
- ✓ 日本の保険に関する法律の規定により、日本国内の国際プログラム参加者（リーダー含む）は別途支部での保険手配をお願いしている。

● CISV 保険の主な内容

自宅を出てから帰宅するまでの間 24 時間世界どこでもカバーされる。

● 保険料

保険料はプログラム参加費に一括して徴収される。プログラムスタッフも同額の保険料でカバーされる。すべて免責金額なしである。

Village, Step Up, and Seminar Camp	39.75英ポンド/人/プログラム
Youth Meeting	33.75英ポンド/人/プログラム
上記以外の Events Meetings	6日間以上 33.75英ポンド/人/プログラム 4-5日間 21.75英ポンド/人/プログラム 1-3日間 17.75英ポンド/人/プログラム

● 保険期間

参加する CISV 国際プログラムへの出発から帰宅まで。CISV 国際の「Basic Program Rules」に合致する追加の旅行がある場合は、最大45日間。

● 担保内容

概略を以下に記す。詳細については、N-03 CISV Travel Insurance Information Feb 2026-Jan 2027にて必ず確認のこと。

(Section A) 一事故あたりの被保険者一人当たり保険金額		
1.	死亡	10,000 英ポンド
2.	四肢の喪失もしくは失明 (四肢の一つ以上、一眼以上)	60,000 英ポンド
3.	麻痺	60,000 英ポンド
4.	機能喪失	60,000 英ポンド (等級表による)
5.	永久全機能喪失	60,000 英ポンド

上記は一事故一被保険者に対し一つの該当項目についてのみ支払われる。

事故発生後一年以内で機能喪失についての補償合意前に被保険者が死亡した場合は死亡保険金額が適用される。

上記 1, 2, 3, 4 についていずれも事故発生後 1 年以内に限り、5 については一年以内に生じ一年以上継続することが条件。

(Section B) 一事故、一疾病当たり一被保険者当たり保険金額	
<p>医療費及び他の費用につき</p> <p>(a) 被保険者の医療費、緊急搬送・緊急帰国にかかるホテル代、その他費用</p> <p>(b) 被保険者の付添人の旅行費用、ホテル代。付添人は被保険者の親族または友人2人まで</p> <p>(c) 被保険者の近い親族、婚約者、同居人、同僚の死亡、急病、急な事故により緊急帰国が必要となった場合の帰国にかかる追加費用</p> <p>(d) 航空医療搬送にかかる費用</p> <p>(e) 事故起因の精神医療やカウンセリング費用</p> <p>(f) 死亡時の葬式代、本国までの遺体・遺骨運搬費用</p> <p>(g) 帰国時及び帰国から30日以内の医療費用</p> <p>(h) リーダーが事故・病気により参加不可・途中帰国となった場合の代替リーダーに必要な費用</p> <p>(i) 病気又は事故により旅行を中止した場合、あるいは(h)の代替リーダーの手配ができず参加キャンセルとなった場合に回収不能な費用</p> <p><支払いできない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行前から罹患している疾病（過去1年治療・診療が必要でなかった場合や医師の指導の下薬で適切に管理されている慢性疾患を除く） ・ウィンタースポーツ、登山、乗馬、運転、スポーツツアー、モーター競技起因の損害・疾病 ・妊娠に起因する損害 ・事故発生日又は発症日から52週間を超えて被保険者が受けた医療や治療 ・75歳以上 ・自殺や被保険者の犯罪行為に起因する損害 ・光学（視力）又は歯科医療に関する費用（緊急の身体傷害により必要となった場合を除く） 	<p>1,000,000 英ポンド 免責なし</p> <p>※(e), (g) は別途上限あり</p>
(Section C) 一被保険者一旅行当たり保険金額	
<p>手荷物及び身の回り品、緊急購入費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手荷物・身の回り品（貴重品・現金含む）の紛失・損害 2. 往路において6時間以上身の回り品・所持品を利用不可となり緊急購入した場合 <p><支払いできない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・核・放射線による損失・損害 ・戦争・内戦・革命・暴動による損失・損害 ・ガラス・陶器類 ・虫害・害獣・摩擦等 ・税関・その他当局による没収・拘留起因の損害 ・他保険で補償されている損失・損害 ・貴重品が宿泊施設のの部屋に保管されていた場合、受託手荷物として預けられた場合、又は別送手荷物として輸送された場合の紛失 ・損失発券から24時間以内に警察又は適切な当局へ報告されなかった場合の損失。 	<p>2000 英ポンド 免責なし</p> <p>ただし、1 アイテム当たり 500 ポンド限度</p>

(Section D) 一被保険者一旅行当たり保険金額	
<p>キャンセル及び旅行短縮</p> <p>1. 以下の理由によりプログラム・イベントが中止・短縮された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、自然災害 ・テロ ・U. K. Foreign Office (英国外務省) 又はU. S. State Department (米国国務省) が開催地への渡航中止を勧告した場合 ・被保険者本人、被保険者の近親者、又は親しい同僚の死亡・重症・重病 ・開催国内での非常事態宣言発令 <p>2. 保険期間中に発生したハイジャック、雪崩、地滑り、暴動、ストライキ、騒乱により、旅行中の公共交通機関が運行中止・短縮され、被保険者が追加で負担した旅行費用及び宿泊費</p>	1,500 英ポンド 免責なし
(Section E) 一被保険者一旅行当たり保険金額	
<p>個人賠償責任</p> <p>1. 他人への偶発的な身体障害・疾病</p> <p>2. 他人の財物に対する偶発的な損失・損害</p> <p><支払いできない場合></p> <p>1. 被保険者の家族に対する傷害・疾病。</p> <p>2. 被保険者の家族が所有する財物の損失・損害。</p> <p>3. 被保険者自身の財物の損失・損害。</p> <p>4. 以下に起因する損害、疾病、損失・損害。</p> <p>10 馬力以上の車両、航空機、水上バイク等の使用・運転、被保険者による犯罪行為や故意の損害等</p> <p>5. 雇用契約の履行に起因する責任。</p> <p>6. 核関連、放射線による障害、疾病、損失・損害。</p> <p>7. 戦争・内戦・革命・暴動による損失・損害</p>	1,000,000 英ポンド 免責なし
(Section F) 一被保険者一旅行当たり保険金額	
<p>旅行遅延</p> <p>ストライキ、悪天候、機械的故障により遅延した場合</p> <p><支払いできない場合></p> <p>1(a). 中国、フランス、英国、ロシア、米国の間で宣戦布告の有無を問わず発生する戦争</p> <p>1(b). ヨーロッパでの戦争（内戦を除く）で、上記いずれかの国又はその軍隊が関与している場合</p> <p>2. 被保険者が適切に認可された航空機の乗客としてではなく、その他の携帯で航空移動した場合</p>	50 英ポンド/時間（最大250 英ポンド） 一損失（遅延）当たり 6 時間まで免責
緊急危機管理特約	
<p>緊急危機管理特約</p> <p>1. CSP (Contracted Security Provider) 及びその提携先が提供するアドバイスやセキュリティ措置に関する必要なセキュリティ関連費用。</p> <p>2. CSP 及びその提供先が提供する資材、装備、人員、専用対応時間に対する費用。</p> <p>3. CSP 及びその提供先が事前承認した場合の被保険者の安全な場所又は居住国へ移動させるための旅行費用及びそれに伴う宿泊費用。</p> <p>4. 被保険者の本国送還のために、保険契約者が負担した航空会社のエコノミークラス運賃。</p>	500,000 英ポンド 免責なし 一事故 (event) 及び期間中の全事故合計の限度額

※近親者の定義：配偶者、同居パートナー、慣習法上の合法的パートナー、婚約者、息子、娘、養子、父母。

CISV 旅行保険の保険請求手続き

Mosaic を除く全ての国際プログラム参加者がこの保険によってカバーされる。

以下、保険請求が必要となった際の手続きと保険請求取扱い会社である CEGA 社の取り扱い業務について解説する。

全ての保険請求処理は CEGA 社を通じて行われ、国際オフィスは介さないことに留意のこと。

病院やクリニックを出る前に支払い手続きが完了していることを確認のこと（ケースによっては直接支払いも可能だが、病院/クリニックが限定され手続きが煩雑であるため、事後請求を前提とする）。

● CEGA 社へのコンタクト方法

必要に応じ何時でも CEGA 社へのコンタクトは可能。

即時 CEGA 社へのコンタクトが必要となる場合に備えてこの文書を読んでおくこと。

様々な場合にどのように保険請求するかを理解しておくこと。

事故が起こった際・クレームの際の連絡先

CEGA社 Urgent call: +44 (0) 1243 975 319/401

Email: Cega.Assistance@cegagroup.com

● 電話-Press 1 (Travel)

緊急事態で CEGA 社の支援を必要とする場合は最初は電話で連絡し、Press1を押すこと。Assistance Line では 24 時間、365 日を通じスタッフが応答する。

● 電話-Press 2 (Personal)

請求手続きが開始された以降の質問等で電話連絡する際は、Press2を押すこと。

● 保険請求をする人

CISV 旅行保険でカバーされている者もしくはその親及び保護者

● 何時の時点で保険請求をするか

- ・ CISV 旅行保険で保険請求を希望する場合、請求額が高額な場合には支払い前でも可能だが病院/クリニックが限定され手続きが煩雑であるため注意。基本的には支払い後の補てんの請求をお勧めする。
- ・ どのような場合であっても可能な限り速やかに手続きを進めることが望ましい。
- ・ CEGA社としても必要とする情報を早く確実に把握して処理にあたるのが可能となる。

● どのように保険請求をするのか

- ・ 緊急事態であるかどうか、費用が高いか安いかに応じて行うこととなる。緊急事態で緊急医療の手配が必要となり支援が必要な場合には CEGA社に即刻電話/メールで連絡することが肝要。

● プロセス理解に役立つよう以下にガイドラインを示す。

緊急・重大事態

- ・ 重大な医療を要する事態とは、入院が必要であり治療費が高額となりそうな場合である。
- ・ この場合は支援が必要となった時に即時に保険請求手続きを開始する必要がある。医療が必要である例で示せば、

- ① CEGA 社に電話し Option 1 (Travel) ボタンを押す。
- ② CEGA 社に対し CISV 参加者であることを必ず伝え、氏名、生年月日、CISV 保険の証券番号、居場所を聴取される。

・ CEGA 社にコンタクトすると、

- ① CEGA 社は必要な支援措置を用意し病院に連絡をとる。
- ② 退院後追加費用が生じその額が高額でない場合は一旦支払領収書を保管し後日補てん請求をする。この場合必ず保険事故受付番号を参照すること。
- ③ 追加費用を請求する場合は CISV 旅行保険請求フォームを使用し必要情報を記入すること。
- ④ 医療提供者から保険証券の提示を求められた場合には提示した上で全ての手続きは CEGA 社が直接行い CISV 国際を介さない事を伝えること。

緊急重大事態は医療を伴う場合が多いと考えられるが、そうでない場合であっても、例えば、パスポート、現金及びカードを紛失したような場合には緊急滞在場所を探す支援が必要となるので、CEGA 社に電話し Option 1 (Travel) を押し、事態を説明し支援を依頼すること。

緊急性を伴わない比較的軽度な事態の場合

- 入院を伴わない医師または看護師による軽度医療の場合
 - ・医療措置が高額でないので取りあえず支払い、領収書を保管の上、後で補てん請求を行う。
 - ・CISV 旅行保険請求フォームを利用して必要事項を記入の上、提出する。

支払いが不可能もしくは費用の増加により支援が必要と判断される場合には緊急重大事態と同様の対応を行うこと。

- 一般的には大部分の医療を伴わない請求は事後手続となる。

- * 費用が低額の場合は一旦支払領収書を保管の上後で補てん請求を行う。
- * CISV 旅行保険請求フォームで請求する。
- * 支払い不可能もしくは費用増加で支援を要する場合は緊急重大事態と同様に対応する。

請求フォームは CISV 旅行保険関係のウェブサイトからダウンロードできる。

https://cisvio.sharepoint.com/:w:/s/CISVCentral/1QA5dTWIREbgQ42_IW1jvGtwAeOga6Wh1bfTM5d3SRZOFbM?e=4j1np2

(上手く機能しない場合は、<http://ww.cisv.org> から「travel insurance claim form」を検索)

- CEGA 社に送付する際には必要項目をすべて記入すること。

CEGA 社はフォーム受領後 5 営業日以内に返信をすることとなっている。これが不可能な場合には受領通知と何時報告できるかの連絡がある。CEGA 社が保険請求処理をする際に以下を必要とする。

・ 医療費及び自己費用について

CISV 旅行保険請求フォームの記載項目情報

CISV ヘルスフォーム

CISV リーガルフォーム

医師の治療報告

領収書

・ 個人賠償責任について

CISV 旅行保険請求フォーム記載の事故情報

請求書/領収書

必要な場合には警察の事故報告書

・ **手荷物及び身の回り品について**

CISV 旅行保険請求フォーム記載の事故情報

航空会社による報告書（バゲージ紛失、郵送途上での損傷など）

盗難の場合は警察の事故報告書

領収書

・ **キャンセル費用請求について**

CISV 旅行保険請求フォーム記載の事故情報

航空券領収書及びキャンセルに要した費用の領収書

航空会社によるキャンセル報告書

CISV 国際による保安自由を理由とするプログラム中止に関するメモ

・ **旅行遅延**

予約したフライトの請求書/eチケット

航空会社による遅延理由の証明書

実際に利用したフライト・交通機関の証明（eチケット、半券、証明書等）

● **保険金の支払われ方**

・ CEGA 社は請求者に直接指定銀行口座あてローカル通貨で送金する。

・ 極稀に銀行送金が不可能な場合が生じるが、その際には CISV 国際と協力の上各国支部と協調して支払できるように講じる。